

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

(あて先) 八戸市長

〒

届出者 住所

氏名

(TEL)

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
□ 建築物の建築又は工作物の建設
□ 建築物等の用途の変更
□ 建築物の形態または意匠の変更
□ 木竹の伐採
} について、下記により届け出ます。

記

- 1. 行為の場所
2. 行為の着手予定日 令和 年 月 日
3. 行為の完了予定日 令和 年 月 日
4. 設計又は施行方法

Table with 5 main rows and multiple columns for area and details. Includes categories like 'Land division change', 'Building construction', 'Change of use', etc.

Form for agent information: 代理人 住所, 連絡先 氏名, TEL

(裏)

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地の面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行なおうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。

- 〈注〉
- 1 この届出書は、該当行為に着手する日の 30 日前までに 1 部提出して下さい。
 - 2 建築確認申請等の他の手続きを要する行為については、それらの手続きに先立って届出を行ってください。
 - 3 この届出書は、都市政策課へ提出してください。
 - 4 この届出書には、下記の図書及びその他参考となる事項を記載した図書を添付してください。
 - 5 添付する図面は、建築確認申請を伴う場合は 3 部、建築確認申請が必要ない場合は 2 部提出してください。

〈添付図書一覧表〉

行為の種別	図書	縮尺	備考
土地の区画 形質の変更	案内図	1/3000 以上	当該行為を行う土地の区域ならびに当該施設及び当該区域の周辺の公共施設を表示 ①
	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域の全体を表示
	設計図	1/100 以上	
・建築物の建築 ・建築物の用途 の変更	案内図	1/3000 以上	①の上記に同じ
	配置図	1/200 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示 ②
	立面図	1/100 以上	二面以上 ③
	平面図	〃	各階のもの
・工作物の建設 ・工作物の用途 の変更 (仮設物及び屋 外広告物の場 合も同様)	案内図	1/3000 以上	①の上記に同じ
	配置図	1/200 以上	②の 〃
	構造図	1/100 以上	工作物(ヘイ等)の構造を表示
建築物又は工 作物の形態又 は意匠の変更	案内図	1/3000 以上	①の上記に同じ
	配置図	1/200 以上	②の 〃
	立面図	1/100 以上	③の 〃

※縮尺は、目安とし、開発許可申請及び建築確認申請時の添付図書と同等とします。
また、上の表以外の図書について、必要に応じて別途提出をお願いする場合があります。